

外国人労働者の適正就労の促進と 不法就労の防止について

広島県警察

不法就労活動を防止して外国人を適正に雇用することは、
不良外国人のまん延を防ぎ、我が国の公正な雇用を
保持するためにも大切なことです！

出入国管理及び難民認定法では、
不法就労をさせる行為等を禁止しています。
違反をすると、

3年以下の拘禁刑
300万円以下の罰金

に科せられることがあります。

6月は、政府による
外国人労働者問題に関
する正しい理解の促進
を目的とした
「外国人労働者問題
啓発月間」
です。

外国人を働かせようとするときは、
在留資格、在留期間、就労制限の有無 等
を確認してください。

どのようなケースが不法就労をさせる行為になる？

- ① **不法滞在者を働かせる場合**
密入国・オーバーステイの人を働かせること
- ② **働く許可を受けていないのに働かせる場合**
観光目的で入国した人を働かせること
許可を受けていない留学生にアルバイトをさせること
- ③ **認められた許可の範囲を超えて働かせる場合**
料理人として働くことが認められた人を機械工場
で単純労働者として働かせること



資格をよく見て！
違反は警察まで



※ 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」についても確認してください。